

新型コロナウイルス感染防止対策のための臨時的な取り扱い

自立支援医療(精神通院医療)の更新について お持ちの受給者証の有効期限が自動延長されます

現在、新型コロナウイルス感染拡大を抑制するため、不要不急の外出を自粛していた
だき、人と人との接触機会を極力減らすことが求められています。

そのため、以下の方については、受給者証の有効期間の終了日が1年間延長されます。

【対象者】①、②どちらも満たす方

- ① 現在、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方
- ② 有効期間の終了日が令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方

自立支援医療受給者証（精神通院）			
公費負担者番号	21316013	重度かつ継続	
自立支援医療費 受給者番号	1040385	該当	
フリガナ	トリノ タケ	性別	生年月日
氏名	鳥取 太郎	男	昭和 51年 6月 29日
受診者 住所	鳥取市幸町71番地		

注1) 有効期限が自動的に1年間延長されるため、更新手続きは不要です。

注2) 有効期間の終了日が読み替えになるので、お持ちの受給者証をそのまま利用できます。(左記参照)

注3) 既に更新手続きが完了している場合は、特に手続きは必要ありません。

注4) 住所・保険証・自己負担上限額・指定医療機関の変更等の手続きは従来どおり必要です。

自己負担 上限額	月額	5,000円	
有効期間	令和 1年12月 1日	から	令和 2年11月30日
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第54条1項の規定により、上記のとおり認定する。 令和 1年 11月 1日 鳥取市			

見本

次回更新 について	更新手続き期間	令和 2年 9月 1日	から	令和 2年11月30日
--------------	---------	-------------	----	-------------

令和3年9月1日から
令和3年11月30日
と読み替える

令和3年11月30日
と読み替える

ご不明な点がございましたら、お住まいの市町村の福祉担当課、または管轄の総合事務所福祉保健局にお問い合わせください。

○お住まいの市町村福祉担当課

○中部総合事務所 福祉保健局障がい者支援課 精神保健担当（電話：0858-23-3127）

○西部総合事務所 福祉保健局障がい者支援課 精神保健担当（電話：0859-31-9310）